

第6回群馬県レジェンドCUPゴルフ場対抗競技決勝

決勝 : グロスの部・新ペリアの部

■開催日：平成30年9月27日(木)

■開催コース：初穂カントリークラブ

本競技においては日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこの競技の条件・ローカルルールを適用する。本書に記載のない事項や追加変更がある場合は、競技規定やプレーヤーへの通知文書または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、本競技の条件とローカルルールの違反の罰は2打とする。

ローカルルール

1. 使用ティー

本競技の使用ティーは、男子が白マーク、女子が赤マークとする。

2. アウトオブバウンズ(規則 27-1)

アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。

6番、18番の左にある白杭を越えた球はOBとする(ラインOB)

3. 修理地(規則 25-1)

修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。

4. ウォーターハザード、ラテラルウォーターハザード(規則 26-1)

ウォーターハザードは、黄杭、ラテラルウォーターハザードは赤杭を以ってその限界を表示する。線と杭が併用されている場合は、線がその限界を標示する。3番、8番の池に球が入った場合は、1打プラスし、近くに設けてあるドロップ・ゾーンにドロップしなければならない。

5. 動かさない障害物(規則 24-2)

a. 排水溝

b. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)

c. 動かさない障害物と白線でつながれている区域(その動かさない障害物の一部とみなす)

6. 電磁誘導カート用の2本のレール

電磁誘導カート用の2本のレールは、全幅をもってプレー禁止の修理地とする。

7. バンカー内の石

バンカー内の石は動かせる障害物とする。

8. 地面にくい込んでいる球の救済

スルーザグリーンで、地面に球がくい込んでいるときは、その球は罰なしに拾い上げてふきホールに近づかず、しかも球の止まっていた個所にできるだけ近い所にドロップする事ができる。

9. パッティンググリーン上で球が偶然に動かされること

プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤーまたはキャディや携行品によって偶然に動かされても罰はない。その球やボールマーカーはリプレイスされなければならない。このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する。

注：パッティンググリーン上のプレーヤーの球が、風、水あるいは重力などの他の自然現象の結果として動かされたものと判断された場合、その球はその新しい位置からあるがままの状態プレーされなければならない。そのような状況で動かされたボールマーカーはリプレイスしなければならない。

10. コールオンについて

ショートホールにおいて後続の組がティーインググラウンドで待っている時には、前の組との間隔を考慮したうえで全員の球をマークして拾い上げプレーヤーの判断で後続の組にティーショットを打たせる事が出来る。このとき後続組の各プレーヤーは自分の球が先行組のプレーの妨げになったり援助になるときは、球を拾い上げて良いと許可を与えたものとする。

11. ローカルルールの変更又は追加の時は、クラブハウス内に掲示して告知する。

競技の条件

1. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄についてこの委員会の裁定は最終である。

2. 使用球の規格（ゴルフ規則 177 ページ参照）

『公認球リストの条件・規則付 I (B)1b』

3. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・規則付 I (B)1a』 (ゴルフ規則 176 ページ参照)

4. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格。

5. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

6. 競技の成立

悪天候等により、プレーヤー全員が 18 ホールを消化できない場合は 9 ホールに短縮して競技成立とする場合がある。

7. ホールとホールの間での練習禁止（規則 7.2 注 2）

『規則付 I (B)5b』 (ゴルフ規則 181 ページ参照)

但し、指定練習グリーンに於けるパター練習はできる。

8. プレーの中断と再開

(1) 通常のプレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、規則 6-8b、c、d に従って処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間でいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 33-7 に決められているような罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは競技失格とする。この条件の違反の罰は競技失格(規則 6-8b 注)

(3) プレーの中断と再開の合図について

通常のプレー中断 : 短いサイレンを繰り返し鳴らして通報する。

険悪な気象状況による即時中断 : 1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開 : 1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

と同時にカートナビでも通報する。

9. 練習

ホールとホールの間での練習を禁止する。(規則 7-2 注 2 『付属規則 1 (B)5b』 (ゴルフ規則 181 ページ参照) 但し、練習グリーンに於けるパター練習はできる。

10. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

11. 悪天候等により、プレーヤー全員が 18 ホールを消化できない場合は 9 ホールに短縮して競技成立とする場合がある。

注 意 事 項

1. 競技の条件4項において規制されるシューズ以外でもパッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
2. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場にふさわしくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
3. 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタートの前の練習は1人1箱30球を限度とする。
4. 選手の変更は、組合せ送付後は開催コースへ届け出ること。当日はスタート時間30分前までにフロントへ連絡すること。
5. 距離計測機器の使用は不可とする。
6. コース内は携帯電話の使用を禁止する。(但し、競技委員は緊急時に使用する事がある。)

事務局	: 群馬県ゴルフ協会	027-253-2570
ゴルフ場	: 初穂カントリークラブ	0278-53-3200

競技委員長 宮澤 一賀